

議案第 1 1 号

白井市税条例の一部を改正する条例の制定について

白井市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、公益信託の見直しに伴う所得税法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市税条例の一部を改正する条例

白井市税条例（昭和４０年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第２号を次のように改める。

- (2) 所得税法第７８条第２項第４号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）第６条又は附則第４条第１項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第２条第１項第１号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
附則第４条の２を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における改正後の白井市税条例第３４条の７第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

議案第 1 1 号資料

○白井市税条例（昭和 4 0 年条例第 2 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) (寄附金税額控除) 第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金 _____ を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) (略) (2) <u>所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条又は附則第 4 条第 1 項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (3) (略) 2 (略) (略) 附 則 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (略)	(略) (寄附金税額控除) 第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金 <u>若しくは金銭</u> を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) (略) (2) <u>所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であつて、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの</u> (3) (略) 2 (略) (略) 附 則 (略) <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> 第 4 条の 2 <u>当分の間、租税特別措置法第 4 0 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 1 0 項まで及び第 1 1 項（同条第 1 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 4 0 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 1 1 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第 4 0 条第 6 項から第 1 1 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> (略)